

議案第 17 号

世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

新たな産業活性化拠点（旧池尻中学校跡地施設活用事業）の開設に伴い、令和 7 年 4 月 1 日から、池尻小学校東側体育館の施設管理者が区長部局に変更となるため、世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する。

世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表3の部体育館（池尻小学校東側体育館を除く。）の項中「（池尻小学校東側体育館を除く。）」を削り、同部池尻小学校東側体育館の項を削り、同表6の部教室（池尻小学校東側体育館内音楽室、多目的室及び会議室を除く。）の項中「（池尻小学校東側体育館内音楽室、多目的室及び会議室を除く。）」を削り、同部池尻小学校東側体育館内音楽室、多目的室及び会議室の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立学校施設の開放に関する規則 昭和53年11月10日世教委規則第9号 改正 昭和57年7月3日世教委規則第9号 昭和58年6月2日世教委規則第3号 昭和59年6月30日世教委規則第5号 昭和61年6月20日世教委規則第10号 昭和63年7月1日世教委規則第5号 平成4年3月25日世教委規則第10号 平成4年9月10日世教委規則第17号 平成7年3月31日世教委規則第10号 平成9年7月31日世教委規則第9号 平成10年6月30日世教委規則第9号 平成11年10月29日世教委規則第15号 平成14年3月29日世教委規則第14号 平成16年3月31日世教委規則第8号 平成16年8月31日世教委規則第13号 平成16年11月26日世教委規則第15号 平成18年3月29日世教委規則第17号 平成20年3月28日世教委規則第21号 平成25年3月29日世教委規則第5号 令和2年1月31日世教委規則第5号 令和3年3月29日世教委規則第8号 <u>令和7年〇月〇日世教委規則第〇号</u> 世田谷区立学校施設の開放に関する規則 東京都世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和52年4月東京	○世田谷区立学校施設の開放に関する規則 昭和53年11月10日世教委規則第9号 改正 昭和57年7月3日世教委規則第9号 昭和58年6月2日世教委規則第3号 昭和59年6月30日世教委規則第5号 昭和61年6月20日世教委規則第10号 昭和63年7月1日世教委規則第5号 平成4年3月25日世教委規則第10号 平成4年9月10日世教委規則第17号 平成7年3月31日世教委規則第10号 平成9年7月31日世教委規則第9号 平成10年6月30日世教委規則第9号 平成11年10月29日世教委規則第15号 平成14年3月29日世教委規則第14号 平成16年3月31日世教委規則第8号 平成16年8月31日世教委規則第13号 平成16年11月26日世教委規則第15号 平成18年3月29日世教委規則第17号 平成20年3月28日世教委規則第21号 平成25年3月29日世教委規則第5号 令和2年1月31日世教委規則第5号 令和3年3月29日世教委規則第8号 世田谷区立学校施設の開放に関する規則 東京都世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和52年4月東京

改正後	改正前
都世田谷区教育委員会規則第4号)の全部を改正する。 (目的) 第1条 この規則は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条の規定により、学校施設を利用し、子どもの安全な遊び場を確保するとともに、社会教育及び社会体育の振興を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校開放 学校教育に支障のない範囲で学校施設を子どもの遊び場又は社会教育及び社会体育の振興のために利用させることをいう。 (2) 遊び場開放 世田谷区立小学校(以下「小学校」という。)の校庭、体育館又は教室を、児童又は幼児の遊び場として利用させることをいう。 (3) スポーツ開放 小学校又は世田谷区立中学校(以下「中学校」という。)の体育館、格技室、校庭、庭球場、プール、トレーニング室又はクライミングウォールをスポーツ活動又はレクリエーションの場として利用させることをいう。 (4) 教室開放 小学校又は中学校の教室又は小ホールを社会教育活動の場として利用させることをいう。 (5) 地域体育館 小学校又は中学校の体育館のうち、別表のとおり世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定した体育館をいう。 (6) プール 中学校のプールのうち、別表のとおり教育委員会が指定したプールをいう。 (学校開放の種類) 第3条 教育委員会が行う学校開放は、遊び場開放、スポーツ開放及び教室開放とする。	都世田谷区教育委員会規則第4号)の全部を改正する。 (目的) 第1条 この規則は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条の規定により、学校施設を利用し、子どもの安全な遊び場を確保するとともに、社会教育及び社会体育の振興を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 学校開放 学校教育に支障のない範囲で学校施設を子どもの遊び場又は社会教育及び社会体育の振興のために利用させることをいう。 (2) 遊び場開放 世田谷区立小学校(以下「小学校」という。)の校庭、体育館又は教室を、児童又は幼児の遊び場として利用させることをいう。 (3) スポーツ開放 小学校又は世田谷区立中学校(以下「中学校」という。)の体育館、格技室、校庭、庭球場、プール、トレーニング室又はクライミングウォールをスポーツ活動又はレクリエーションの場として利用させることをいう。 (4) 教室開放 小学校又は中学校の教室又は小ホールを社会教育活動の場として利用させることをいう。 (5) 地域体育館 小学校又は中学校の体育館のうち、別表のとおり世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定した体育館をいう。 (6) プール 中学校のプールのうち、別表のとおり教育委員会が指定したプールをいう。 (学校開放の種類) 第3条 教育委員会が行う学校開放は、遊び場開放、スポーツ開放及び教室開放とする。

改正後	改正前
(学校開放の事務と校長の責任)	(学校開放の事務と校長の責任)
第4条 学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。	第4条 学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。
2 学校開放により施設を利用させる学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。	2 学校開放により施設を利用させる学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。
(遊び場開放の運営に関する事務の委託)	(遊び場開放の運営に関する事務の委託)
第5条 教育委員会は、各小学校ごとの遊び場開放の運営に関する事務の一部を、当該学校ごとに設置された世田谷区遊び場開放運営委員会（以下「遊び場運営委員会」という。）に委託することができる。	第5条 教育委員会は、各小学校ごとの遊び場開放の運営に関する事務の一部を、当該学校ごとに設置された世田谷区遊び場開放運営委員会（以下「遊び場運営委員会」という。）に委託することができる。
2 前項の規定により委託する事務の範囲その他委託に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。	2 前項の規定により委託する事務の範囲その他委託に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。
(遊び場開放の対象者)	(遊び場開放の対象者)
第6条 遊び場開放により学校施設を利用できる者は、次の各号に掲げる遊び場開放の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。	第6条 遊び場開放により学校施設を利用できる者は、次の各号に掲げる遊び場開放の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。
(1) 校庭開放 区内に住所を有する児童（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）及び成人の付添いのある幼児	(1) 校庭開放 区内に住所を有する児童（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）及び成人の付添いのある幼児
(2) 放課後の遊び場開放 区内に住所を有し、又は小学校に在籍する児童	(2) 放課後の遊び場開放 区内に住所を有し、又は小学校に在籍する児童
(遊び場開放の日時及び施設)	(遊び場開放の日時及び施設)
第7条 前条に定める者が遊び場として利用できる日時及び施設は、別表に定める範囲内において、各遊び場運営委員会が別に定める。	第7条 前条に定める者が遊び場として利用できる日時及び施設は、別表に定める範囲内において、各遊び場運営委員会が別に定める。
(スポーツ種目の制限)	(スポーツ種目の制限)
第8条 スポーツ開放において、学校施設をスポーツ活動に利用する場合のスポーツの種目は、教育委員会が別に定める。	第8条 スポーツ開放において、学校施設をスポーツ活動に利用する場合のスポーツの種目は、教育委員会が別に定める。
(スポーツ開放の日時等)	(スポーツ開放の日時等)
第9条 スポーツ開放の日時は、別表のとおりとする。	第9条 スポーツ開放の日時は、別表のとおりとする。
2 体育館（地域体育館を除く。）のスポーツ開放は、団体に限り行う	2 体育館（地域体育館を除く。）のスポーツ開放は、団体に限り行う

改正後	改正前
ものとする。 （教室開放の日時） 第10条 教室開放の日時は、別表のとおりとする。 （利用手続） 第11条 スポーツ開放及び教室開放により学校施設を利用しようとする者は、世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年4月世田谷区条例第16号）に定めるところにより、施設の使用承認を受けなければならない。 （利用者の義務） 第12条 学校施設を利用する者は、常に善良なる管理者の注意をもって施設を使用しなければならない。 （利用の制限） 第13条 教育委員会は、学校施設を利用する者が、この規則に違反し、若しくは係員の指示に従わないとき、又は学校教育上支障があるときその他教育委員会が必要があると認めたときは、その使用を中止し、又は制限することができる。 （原状回復） 第14条 学校施設を利用する者は、設備の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。 （損害賠償） 第15条 学校施設を利用する者は、利用に際して施設又は附帯設備を滅失し、又は損傷したときは、教育委員会が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむをえない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。 （事故の責任） 第16条 学校施設を利用する者は、その責めに帰すべき事由に基づく事故について、責任を負うものとする。 （委任）	ものとする。 （教室開放の日時） 第10条 教室開放の日時は、別表のとおりとする。 （利用手続） 第11条 スポーツ開放及び教室開放により学校施設を利用しようとする者は、世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年4月世田谷区条例第16号）に定めるところにより、施設の使用承認を受けなければならない。 （利用者の義務） 第12条 学校施設を利用する者は、常に善良なる管理者の注意をもって施設を使用しなければならない。 （利用の制限） 第13条 教育委員会は、学校施設を利用する者が、この規則に違反し、若しくは係員の指示に従わないとき、又は学校教育上支障があるときその他教育委員会が必要があると認めたときは、その使用を中止し、又は制限することができる。 （原状回復） 第14条 学校施設を利用する者は、設備の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。 （損害賠償） 第15条 学校施設を利用する者は、利用に際して施設又は附帯設備を滅失し、又は損傷したときは、教育委員会が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむをえない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。 （事故の責任） 第16条 学校施設を利用する者は、その責めに帰すべき事由に基づく事故について、責任を負うものとする。 （委任）

改正後	改正前
第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会がこれを定める。 付 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 改正前の規則によりなした手続きその他の行為は、この規則によってなしたものとみなす。 付 則（昭和57年7月3日世教委規則9号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都世田谷区立学校施設の開放に関する規則の規定によりなされている手続きその他の行為は、改正後の東京都世田谷区立学校施設の開放に関する規則の規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。 付 則（昭和58年6月2日世教委規則第3号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（昭和59年6月30日世教委規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（昭和61年6月20日世教委規則第10号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（昭和63年7月1日世教委規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成4年3月25日世教委規則第10号） この規則は、平成4年4月1日から施行する。 附 則（平成4年9月10日世教委規則第17号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成7年3月31日世教委規則第10号） この規則は、平成7年4月1日から施行する。 附 則（平成9年7月31日世教委規則第9号） 1 この規則は、平成9年8月1日から施行する。	第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会がこれを定める。 付 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 改正前の規則によりなした手続きその他の行為は、この規則によってなしたものとみなす。 付 則（昭和57年7月3日世教委規則9号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都世田谷区立学校施設の開放に関する規則の規定によりなされている手続きその他の行為は、改正後の東京都世田谷区立学校施設の開放に関する規則の規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。 付 則（昭和58年6月2日世教委規則第3号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（昭和59年6月30日世教委規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（昭和61年6月20日世教委規則第10号） この規則は、公布の日から施行する。 付 則（昭和63年7月1日世教委規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成4年3月25日世教委規則第10号） この規則は、平成4年4月1日から施行する。 附 則（平成4年9月10日世教委規則第17号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成7年3月31日世教委規則第10号） この規則は、平成7年4月1日から施行する。 附 則（平成9年7月31日世教委規則第9号） 1 この規則は、平成9年8月1日から施行する。

改正後	改正前
2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設の開放に関する規則は、平成9年10月1日以後の学校開放に係る開放日時等について適用し、同日前の学校開放に係る開放日時等については、なお従前の例による。 附 則（平成10年6月30日世教委規則第9号） この規則は、平成10年7月1日から施行する。 附 則（平成11年10月29日世教委規則第15号） この規則は、平成11年11月1日から施行する。 附 則（平成14年3月29日世教委規則第14号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則（平成16年3月31日世教委規則第8号） この規則は、平成16年6月1日から施行する。ただし、第6条にただし書を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。 附 則（平成16年8月31日世教委規則第13号） この規則は、平成16年9月20日から施行する。 附 則（平成16年11月26日世教委規則第15号） この規則は、平成16年12月1日から施行する。 附 則（平成18年3月29日世教委規則第17号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則（平成20年3月28日世教委規則第21号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成25年3月29日世教委規則第5号） この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則（令和2年1月31日世教委規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表3の部体育館（池尻小学校東側体育館を除く。）の項、池尻小学校東側体育館の項及び校庭の項の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。	2 この規則による改正後の世田谷区立学校施設の開放に関する規則は、平成9年10月1日以後の学校開放に係る開放日時等について適用し、同日前の学校開放に係る開放日時等については、なお従前の例による。 附 則（平成10年6月30日世教委規則第9号） この規則は、平成10年7月1日から施行する。 附 則（平成11年10月29日世教委規則第15号） この規則は、平成11年11月1日から施行する。 附 則（平成14年3月29日世教委規則第14号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則（平成16年3月31日世教委規則第8号） この規則は、平成16年6月1日から施行する。ただし、第6条にただし書を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。 附 則（平成16年8月31日世教委規則第13号） この規則は、平成16年9月20日から施行する。 附 則（平成16年11月26日世教委規則第15号） この規則は、平成16年12月1日から施行する。 附 則（平成18年3月29日世教委規則第17号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則（平成20年3月28日世教委規則第21号） この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則（平成25年3月29日世教委規則第5号） この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則（令和2年1月31日世教委規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表3の部体育館（池尻小学校東側体育館を除く。）の項、池尻小学校東側体育館の項及び校庭の項の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

改正後	改正前																
附 則（令和３年３月29日世教委規則第８号） この規則は、令和３年４月１日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和７年４月１日から施行する。</u>	附 則（令和３年３月29日世教委規則第８号） この規則は、令和３年４月１日から施行する。																
別表（第２条、第７条、第９条、第10条関係）	別表（第２条、第７条、第９条、第10条関係）																
1 遊び場開放（校庭開放に限る。）	1 遊び場開放（校庭開放に限る。）																
<table><tr><th>開放施設</th><th>開放日</th><th>開放時間</th></tr><tr><td rowspan="2">校庭</td><td>日曜日、休日及び学校休業日</td><td>午前９時から午後５時まで</td></tr><tr><td>水曜日（休日及び学校休業日である日を除く。）</td><td>午後１時から午後５時まで</td></tr></table>	開放施設	開放日	開放時間	校庭	日曜日、休日及び学校休業日	午前９時から午後５時まで	水曜日（休日及び学校休業日である日を除く。）	午後１時から午後５時まで	<table><tr><th>開放施設</th><th>開放日</th><th>開放時間</th></tr><tr><td rowspan="2">校庭</td><td>日曜日、休日及び学校休業日</td><td>午前９時から午後５時まで</td></tr><tr><td>水曜日（休日及び学校休業日である日を除く。）</td><td>午後１時から午後５時まで</td></tr></table>	開放施設	開放日	開放時間	校庭	日曜日、休日及び学校休業日	午前９時から午後５時まで	水曜日（休日及び学校休業日である日を除く。）	午後１時から午後５時まで
開放施設	開放日	開放時間															
校庭	日曜日、休日及び学校休業日	午前９時から午後５時まで															
	水曜日（休日及び学校休業日である日を除く。）	午後１時から午後５時まで															
開放施設	開放日	開放時間															
校庭	日曜日、休日及び学校休業日	午前９時から午後５時まで															
	水曜日（休日及び学校休業日である日を除く。）	午後１時から午後５時まで															
2 遊び場開放（放課後の遊び場開放に限る。）	2 遊び場開放（放課後の遊び場開放に限る。）																
<table><tr><th>開放施設</th><th>開放日</th><th>開放時間</th></tr><tr><td>校庭</td><td rowspan="2">日曜日、休日及び学校休業日以外の日（以下「平日」という。）</td><td rowspan="2">授業終了時から午後６時まで</td></tr><tr><td>体育館 教室</td></tr></table>	開放施設	開放日	開放時間	校庭	日曜日、休日及び学校休業日以外の日（以下「平日」という。）	授業終了時から午後６時まで	体育館 教室	<table><tr><th>開放施設</th><th>開放日</th><th>開放時間</th></tr><tr><td>校庭</td><td rowspan="2">日曜日、休日及び学校休業日以外の日（以下「平日」という。）</td><td rowspan="2">授業終了時から午後６時まで</td></tr><tr><td>体育館 教室</td></tr></table>	開放施設	開放日	開放時間	校庭	日曜日、休日及び学校休業日以外の日（以下「平日」という。）	授業終了時から午後６時まで	体育館 教室		
開放施設	開放日	開放時間															
校庭	日曜日、休日及び学校休業日以外の日（以下「平日」という。）	授業終了時から午後６時まで															
体育館 教室																	
開放施設	開放日	開放時間															
校庭	日曜日、休日及び学校休業日以外の日（以下「平日」という。）	授業終了時から午後６時まで															
体育館 教室																	
3 スポーツ開放（地域体育館及びプールを除く。）	3 スポーツ開放（地域体育館及びプールを除く。）																
<table><tr><th rowspan="2">開放施設</th><th colspan="2">開放日時</th></tr><tr><th>日曜日、休日及び学校休業日</th><th>平日</th></tr><tr><td><u>体育館</u></td><td>午前９時から午後１時まで 午後１時から午後５時まで 午後５時から午後９時</td><td>午後６時30分から午後９時まで</td></tr></table>	開放施設	開放日時		日曜日、休日及び学校休業日	平日	<u>体育館</u>	午前９時から午後１時まで 午後１時から午後５時まで 午後５時から午後９時	午後６時30分から午後９時まで	<table><tr><th rowspan="2">開放施設</th><th colspan="2">開放日時</th></tr><tr><th>日曜日、休日及び学校休業日</th><th>平日</th></tr><tr><td><u>体育館（池尻小学校東側体育館を除く。）</u></td><td>午前９時から午後１時まで 午後１時から午後５時まで 午後５時から午後９時</td><td>午後６時30分から午後９時まで</td></tr></table>	開放施設	開放日時		日曜日、休日及び学校休業日	平日	<u>体育館（池尻小学校東側体育館を除く。）</u>	午前９時から午後１時まで 午後１時から午後５時まで 午後５時から午後９時	午後６時30分から午後９時まで
開放施設		開放日時															
	日曜日、休日及び学校休業日	平日															
<u>体育館</u>	午前９時から午後１時まで 午後１時から午後５時まで 午後５時から午後９時	午後６時30分から午後９時まで															
開放施設	開放日時																
	日曜日、休日及び学校休業日	平日															
<u>体育館（池尻小学校東側体育館を除く。）</u>	午前９時から午後１時まで 午後１時から午後５時まで 午後５時から午後９時	午後６時30分から午後９時まで															

改正後				改正前			
		まで			まで		
				<u>池尻小学校東側 体育館</u>	<u>午前 9 時から午後 1 時まで</u> <u>午後 1 時から午後 5 時まで</u> <u>午後 5 時から午後 9 時まで</u>		
格技室	午前 9 時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで 午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで（時間区分については、教育委員会が別に定める。） 午後 6 時30分から午後 9 時まで		格技室	午前 9 時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで 午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで（時間区分については、教育委員会が別に定める。） 午後 6 時30分から午後 9 時まで	
校庭	午前 9 時から午前11時まで 午前11時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 3 時まで 午後 3 時から午後 5 時まで 午後 6 時30分から午後 8 時30分まで（夜間照明設備の設置校に限る。）	午後 6 時30分から午後 8 時30分まで（夜間照明設備の設置校に限る。）		校庭	午前 9 時から午前11時まで 午前11時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 3 時まで 午後 3 時から午後 5 時まで 午後 6 時30分から午後 8 時30分まで（夜間照明設備の設置校に限る。）	午後 6 時30分から午後 8 時30分まで（夜間照明設備の設置校に限る。）	
庭球場	午前 9 時から午前11時まで 午前11時から午後 1 時まで	午後 6 時30分から午後 8 時30分まで（夜間照明設備の設置校に限る。）		庭球場	午前 9 時から午前11時まで 午前11時から午後 1 時まで	午後 6 時30分から午後 8 時30分まで（夜間照明設備の設置校に限る。）	

改正後				改正前			
		まで 午後 1 時から午後 3 時 まで 午後 3 時から午後 5 時 まで 午後 6 時30分から午後 8 時30分まで（夜間照 明設備の設置校に限 る。）	る。）			まで 午後 1 時から午後 3 時 まで 午後 3 時から午後 5 時 まで 午後 6 時30分から午後 8 時30分まで（夜間照 明設備の設置校に限 る。）	る。）
	トレーニング室	午後 5 時30分から午後 8 時30分まで			トレーニング室	午後 5 時30分から午後 8 時30分まで	
	クライミングウ オール	午前 9 時から午後 9 時 まで	午後 6 時30分から午後 9 時まで		クライミングウ オール	午前 9 時から午後 9 時 まで	午後 6 時30分から午後 9 時まで
4 スポーツ開放（地域体育館に限る。）				4 スポーツ開放（地域体育館に限る。）			
開放施設		開放日時		開放施設		開放日時	
八幡山小学校第 二体育館	個人	午前 9 時から午後 9 時まで（時間区 分については、教育委員会が別に定 める。）		八幡山小学校第 二体育館	個人	午前 9 時から午後 9 時まで（時間区 分については、教育委員会が別に定 める。）	
	団体	日曜日	午前 9 時から正午ま で 正午から午後 3 時ま で 午後 3 時から午後 6 時まで 午後 6 時から午後 9 時まで		団体	日曜日	午前 9 時から正午ま で 正午から午後 3 時ま で 午後 3 時から午後 6 時まで 午後 6 時から午後 9 時まで
		日曜日以外の日	午前 9 時から午後 9 時まで（時間区分に			日曜日以外の日	午前 9 時から午後 9 時まで（時間区分に

改正後					改正前				
				については、教育委員会が別に定める。)				については、教育委員会が別に定める。)	
5 スポーツ開放（プールに限る。）					5 スポーツ開放（プールに限る。）				
開放施設		開放日時			開放施設		開放日時		
温水プール	太子堂中学校	個人	午前9時から午後9時まで		温水プール	太子堂中学校	個人	午前9時から午後9時まで	
	玉川中学校	団体	午前9時から午後9時までの範囲内において2時間単位で教育委員会が定める時間とする。			玉川中学校	団体	午前9時から午後9時までの範囲内において2時間単位で教育委員会が定める時間とする。	
	烏山中学校					烏山中学校			
	梅丘中学校					梅丘中学校			
昼間プール	駒沢中学校	午前10時から午後5時30分まで			昼間プール	駒沢中学校	午前10時から午後5時30分まで		
	北沢中学校	開放期間は、7月1日から9月30日までの範囲内で教育委員会が別に定める。				北沢中学校	開放期間は、7月1日から9月30日までの範囲内で教育委員会が別に定める。		
	緑丘中学校								
	駒留中学校								
	八幡中学校								
	瀬田中学校								
	深沢中学校								
	用賀中学								

改正後				改正前			
		校 芦花中学 校 喜多見中 学校 船橋希望 中学校			校 芦花中学 校 喜多見中 学校 船橋希望 中学校		
夜間プ ール	松沢中学 校 弦巻中学 校	午後 6 時30分から午後 8 時30分まで 開放期間は、7 月 1 日から 9 月30日まで の範囲内で教育委員会が別に定める。		夜間プ ール	松沢中学 校 弦巻中学 校	午後 6 時30分から午後 8 時30分まで 開放期間は、7 月 1 日から 9 月30日まで の範囲内で教育委員会が別に定める。	

6 教室開放

開放施設	開放日時	
	日曜日、休日及び学校 休業日	平日
<u>教室</u>	午前 9 時から午後 1 時 まで 午後 1 時から午後 5 時 まで 午後 5 時から午後 9 時 まで	午後 5 時から午後 9 時まで
小ホール	午前 9 時から午後10時まで	

備考

1 この表の時間帯は、準備及び後片付けの時間を含むものとする

6 教室開放

開放施設	開放日時	
	日曜日、休日及び学校 休業日	平日
<u>教室（池尻小学校 東側体育館内音楽 室、多目的室及び 会議室を除く。）</u>	午前 9 時から午後 1 時 まで 午後 1 時から午後 5 時 まで 午後 5 時から午後 9 時 まで	午後 5 時から午後 9 時まで
<u>池尻小学校東側体 育館内音楽室、多 目的室及び会議室</u>	午前 9 時から午後 1 時まで 午後 1 時から午後 5 時まで 午後 5 時から午後 9 時まで	
小ホール	午前 9 時から午後10時まで	

備考

1 この表の時間帯は、準備及び後片付けの時間を含むものとする

改正後	改正前
る。 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 3 この表において「学校休業日」とは、土曜日並びに世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第6条第1項の表に規定する夏季休業日、冬季休業日、春季休業日及び都民の日をいう。	る。 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 3 この表において「学校休業日」とは、土曜日並びに世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第6条第1項の表に規定する夏季休業日、冬季休業日、春季休業日及び都民の日をいう。